

第 37 事業年度（平成 14 年度）事業計画

基本方針

我が国の経済社会が構造的な改革期にあることを真正面から受け止め、社会が期待する公認会計士の役割を十分に認識し、その期待に的確に応え得る信頼される強い公認会計士を目指し、必要な施策を積極果敢に打ち出し実行する。

当事業年度の重点施策

1. 監査基準全面改訂に対応した監査実務規範の作成
2. 財務会計基準機構（企業会計基準委員会）への継続的な協力
3. 会計・監査制度の国際的展開への積極的な対応
4. 公認会計士法改正に対する積極的な対応
5. 公会計、非営利会計に対する積極的な貢献
6. 職業倫理の保持高揚のための独立性問題を中心とした諸施策の実施
7. 義務化した継続的専門研修制度の円滑な実施
8. 監査業務の質的向上のための品質管理レビューの充実
9. IT対応の総合的な推進

事業の大綱

1. 社会経済の変化と公正な監査慣行とを踏まえ、監査基準の全面改訂に対応した監査の実務規範の検討を行う。
2. 社会経済の変化と公正な会計慣行とを踏まえ、会計処理基準のあり方についての調査・研究を行う。
3. 財務会計基準機構（企業会計基準委員会）の活動へ継続的に協力する。
4. 国際会計基準審議会（IASB）の活動への積極的な対応とその調整を行う。
5. 国際監査・保証基準審議会（IAASB）をはじめとする国際的監査基準の設定プロセスに積極的に対応する。
6. 社会的要請に十分に対応できる公認会計士制度のあり方につき、公認会計士法の改正をはじめ法制上の建議その他の施策を講ずる。
7. 商法、有限会社法等の改正問題について適切な対応を行う。
8. 公正な経済社会の確立と発展に貢献する観点から、公的部門や非営利部門に積極的に取り組む。
9. 職業倫理について、その一層の保持高揚を図るための施策を講ずる。

10. 職業的専門家としてのさらなる資質の維持・向上のため、義務化した継続的専門研修制度が円滑に実施されるよう万全を期す。
11. 監査業務の品質維持・向上のため、協会主体で実施する品質管理レビューの充実強化を図る。
12. 監査業務の審査、指導及び監督機能の機構について、その充実を図るとともに社会の期待に応えられるよう透明性の高い運営をする。
13. 国際会計士連盟（IFAC）等の関係国際機関の諸活動に積極的に参画し、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、我が国としての確固たる地位を築くための諸施策について主体的に取り組む。
14. 会計専門職業サービスの自由化問題に的確に対応する。
15. 監査、会計、租税、MCS等会員の業務について専門的な調査研究を推進し、相談・調査・審理等の機関を充実して、会員に対する確かな情報の提供を行うとともに、必要に応じ提言を行う。
16. 協会データベースの的確な運営のための諸施策を講ずる。
17. 公認会計士業務並びに当協会の活動に対する社会からの適切な理解を得るため、海外を含む積極的な広報・出版活動を行う。
18. 海外の情報を積極的に収集するとともに、我が国からの海外への情報発信のための施策を講ずる。
19. 社会のニーズに則した後進の確保・育成のための諸施策を講ずる。
20. 公認会計士（個人事務所、共同事務所、監査団を含む。）及び監査法人が、それぞれの特色を十分に発揮して、その努力と切磋琢磨により幅広く業務が実施し得るよう対応を図る。
21. 財政の健全化のため、財政構造の抜本的な見直しを行うとともに適切かつ効率的な施策を講ずる。
22. 新会館の効率的運営に関する諸施策を講ずる。
23. 現状及び将来を展望した上での事業活動の質的向上と効率化を図るため、協会の業務改革及び機構改革について検討する。特に、事務局業務の効率的運営と機構合理化の実現のための施策並びに会員福利厚生の上及び一元化のために必要な施策を講ずる。
24. 本部と地域会における業務の適切な分担により、地域会の独自性を図るとともに有機的な関係の強化と全体運営での効率化を図る。